

札幌市地域文化財を募集します！

地域文化財とは？

- 札幌市では、法令による指定等がなされているか否かにかかわらず、「地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産」を文化財としています。
- 文化財の中で特に重要なものは、国や道、市が指定・登録し、保存と活用が図られていますが、指定・登録がされていない未指定・未登録の文化財は、担い手の減少などから、その価値が見出されないまま失われてしまうこともあります。
- そこで「札幌市地域文化財認定制度」により、市民等から推薦のあった未指定・未登録の文化財を「地域文化財」に認定し、その価値や魅力を市内外に広く伝え、文化財保護の機運醸成を図ることを目指します。

※文化財関係性イメージ



＜これまでに認定した地域文化財＞



篠路歌舞伎
(無形民俗文化財)



新琴似歌舞伎
(無形民俗文化財)



苗穂小学校
学校記念館
(有形文化財)



阿部家住宅及び庭
(有形文化財・記念物)



阿部家関係資料
(有形文化財)

地域文化財の推薦方法

- 令和7年度は次のとおり、地域文化財の推薦を募集します。

【推薦期間】

令和7年8月6日（水曜日）から令和7年11月28日（金曜日）まで ※必着

【推薦できる方】

市民など（地域の郷土史会、文化財ボランティア団体、町内会などの団体も推薦可能）

【対象となる文化財】

次のページをご覧ください。

【推薦に必要な書類】

- 1 札幌市地域文化財推薦書（第1号様式）

※ 1枚につき1件の文化財をご推薦ください。

- 2 推薦文化財の詳細がわかる資料

※ 写真や位置図、概要、沿革又は由来に関する資料など

- 3 同意書（第2号様式）

※ 推薦にあたっては、原則として所有者の同意が必要です。

※ 国・道・市所有の公共施設は、文化財課から確認するため同意書は不要です。

- ◎ 第1号様式、第2号様式は札幌市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/chiikibunkazai.html>

【提出先・問い合わせ先】

推薦に必要な書類を下記担当課へ郵送、メール、持参により提出してください。

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

札幌市市民文化局文化部文化財課 あて

電話：011-211-2312 メール：bunkazai@city.sapporo.jp

地域で大切に伝えられている文化財の推薦をお待ちしています！



対象となる文化財とは？

○ 「地域文化財」の対象となる文化財は、以下の(1)から(8)までのうち、次の要件を満たすものです。

- ① 地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産。
- ② 文化財保護法や道・市の文化財保護条例で指定・登録されている文化財は除く。
- ③ 記念物や文化的景観を除き、おおむね50年を経たもの。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など）で歴史上又は芸術上の価値を有するもの、学術上価値があるもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの

(3) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民族技術などで市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物

遺跡、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで歴史、芸術、学術上の価値を有するもの

(7) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなした歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で歴史上の価値を有するもの

～各文化財分類の例～

※ 以下の写真は、札幌市内にある法令により指定等された文化財です。地域文化財に認定されたものではありません。

(1) 有形文化財



旧黒岩家住宅（旧黒岩家住宅）（市指定）



大友亀太郎関係歴史資料（市指定）

(2) 無形文化財



丘珠獅子舞（市指定）

(3) 有形民俗文化財



アイヌのまるきぶね（国指定）

(4) 無形民俗文化財



アイヌ古式舞踊（国指定）

(5) 記念物



手稲山口バッタ塚（市指定）

(6) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(8) 文化財保存技術

文化財の保存に必要な材料製作、修理・修復の技術などで文化財の保存のために必要と認められるもの

地域文化財認定までの流れ

8月～11月
地域文化財の
候補の募集

12月～2月
候補物件の
整理・精査

2月
文化財保護
審議会から
意見聴取

3月
地域文化財の
認定・公表

※ 由来が明らかでないなど推薦内容によっては整理・精査に時間を要し、3月に認定できない場合があります。

地域文化財に認定されると・・・

○ 札幌市ホームページなどにより情報発信を行います。これまでに認定された地域文化財は、「札幌市文化財データベース」に掲載しております。

※ 所有者の希望によっては、文化財を非公開とすることもあります。

○ 管理や修繕等現状変更などの相談を受け付けます。

○ 所在の変更や現状変更などに対する制限はありません（届出は必要です）。

○ **補助金等の金銭的な助成はありません。**



札幌市文化財
データベース



SAPPORO

さっぽろ市
02-005-25-1640
R7-2-1163